

# 法務ページ・かわら版

平成 22 年(2010 年) 11 月1日号 VOL.31

【大阪箕面市には伝統菓子もみじの天ぷらがある】



平成 22 年  
第 31 号

こんにちは。

これがあれば、ご飯が何杯でも食べられるおかずでは「高菜」「ごはんですよ」「焼きノリに醤油をかける」「なめ茸」が好きな社会保険労務士・行政書士の妹尾です。

さて、9月に続き、10月も様々な行事、イベントに参加しました。

## 《楽しいはずの運動会がいや～な思い出に…》

10月、次男が通う幼稚園の運動会がありました。

ところが、この運動会で私は「地獄」を見ることに…。

それは、運動会の終盤、長縄跳び競争に出場したときのこと。

2分間に70回も縄跳びを飛んだ、いえ、「飛ばされた」

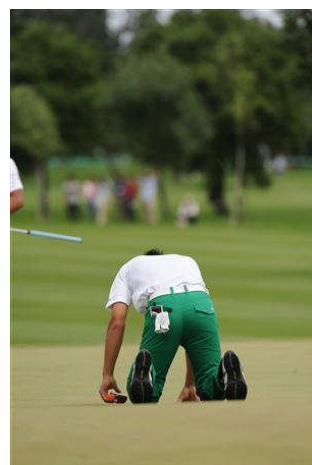
私の足は、終わった時には、がくがく…。「膝が笑う」とは、

このこと!? 日ごろの運動不足もたたり、しばらく、重けず、

うずくまってしまいました。

こんな感じですよ→

(ちなみにイメージです、私ではありません)



## 《雨ニモマケズ…いや、負けました》

そして、10月最後は井原市リフレッシュ公園で開催された、「気分上々イベント」のフリーマーケットに参加しました。

矢掛町・三宅さんが作った

「ジャンボにんにく」などを販売。

昨年も三宅さんのお手伝いで

参加しましたが、途中から雨に。

今年こそは、と思っていたのに

2年続けての雨でした。

それでも足を運んでくださった皆様、

有難うございました。



妹尾 悟

電話によるお問い合わせは 0866-63-3213 まで

受付時間●毎日、午前9時～午後6時 FAX050-1188-2050 (FAXは24時間受付)

## 相続人に未成年者がいる場合の遺産分割

夫が亡くなり、妻と未成年の子ども 2 人が相続人になった場合で、夫名義の土地建物や預金を妻のみの名義に変更したいときは、家庭裁判所で特別代理人を選任し遺産分轄協議を行います。

### ◆相続人に未成年者がいる場合の遺産分割

夫が亡くなり、妻と未成年の子ども 2 人が相続人になった場合で、夫名義の土地建物や預金を妻のみの名義に変更したいときは、どのようにすればよいのでしょうか。

### ◆未成年の「行為能力」

未成年者は単独で「法律行為」をすることはできません。「法定代理人」が未成年者に代わって行つか、「法定代理人」が同意して未成年者が行つか、のいずれかとなります。このことを未成年者には「行為能力」がないと言います。

今回の遺産分割協議を行うことも、一種の法律行為であると考えられます。

つまり、未成年者は自ら遺産分割協議を行うことはできず、その「法定代理人」が未成年者を代理して遺産分割協議を行うか、「法定代理人」の同意を得て未成年者自身が遺産分割協議を行うこととなります。

未成年者の法定代理人とは、通常親権者(原則として父母 2 人)をさします。

ただし、未成年者でも、婚姻届を出して法律上の婚姻をしている場合は、20 歳未満でも成年に達したとみなされるため、遺産分割協議に参加できます。

### ◆利益相反行為が問題となる

今回の妻と子ども 2 人の場合で、妻だけの名義にすることができるか、というケースでは、妻がその子どもたちの親権者となり、2 人の子を代理して遺産分割協議を行うことは、妻と子の間で利益が相反することになります。これから親子でともに協力して暮らしていくとしても、相続人間で客観的、外形的には利害の対立が生ずるおそれがある行為といえますから、法律上は「利益相反行為」となり、妻は子を代理して遺産分割協議をすることはできないのです。

### ◆特別代理人を選任

遺産分割協議は、相続人全員で利益が相反する行為なので、妻は子 2 人の子いづれについても親権者として子を代理することはできません。

この場合、どのようにするのか、といいますと、子どもたちそれぞれに「特別代理人」を選任することになります。「特別代理人」の選任は親権者の申し立てにより家庭裁判所が行います。

「特別代理人」を選任せずに、妻が未成年者である子ども 2 人を代理して行った遺産分轄協議は、無効となってしまいます。

### 私の独立開業物語 ~Vol.8~ 「私でもできる、営業方法」

前回の続きです。

ラーメン屋さんがラーメンのことを知っているのは当たり前、でも、お客様が来なければ、せっかくの腕を振るう機会には恵まれません。

行政書士も同じです。せっかく勉強して「世の為、人の為」に役に立ちたいと思っても、お客様がいないことには、成り立ちません。

そこで、「お客様を探すにはどうしたらよいのか？」を一生懸命考えました。

営業が苦手な私は、私でもできる営業方法を考えました。それは、「聴く」ということです。

この聞くは、「聴く」です。心がついています。

ただ聞くだけなら、誰にでもできます。

心で聴くことは、意外に難しいものです。

人はまず、自分のことを聞いてもらって、それから相手の話しを聞こうと思うようになります。

つづく



●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに見つかります。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>